

2024年6月17日

国土交通大臣

斎藤 鉄夫様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博



2025年度政府予算編成に関する要請書

日ごろから、国土交通行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。2025年度の予算編成および課題解決にむけて予算の策定がはかられますよう、以下の通り要請いたします。

【水道行政の移管】

1. 水道行政について、厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたが、引き続き水道事業者が安心・安全で安定した事業推進を行えるよう、予算確保や国庫補助の拡充など水道事業者が運営を行うための組織体制を確立できるよう必要な措置を講じること。

【ウォーターPPP】

1. 「PPP／PFI推進アクションプラン（令和5年改訂版）」にてウォーターPPPが推進されたが、コンセッション導入後の検証を行い、導入にあたっては各自治体の判断によるものとすること。
また、導入後の運用について、ガイドライン等を策定するとともに必要な人員配置や技術力向上にむけた支援を行うこと。

【災害復旧・災害応援】

1. 2024年1月1日に発生した能登半島地震において、改めてライフラインの重要性が認識されたことからも、引き続き自然災害からの復旧、復興に必要な予算の確保と被災地への人的支援など国として必要な措置を講じること。
また、国土交通省が水道の復旧支援へ関与したことから、上下水道一体での災害対応のあり方を検討すること。
2. 大規模地震や自然災害に対応するための応急給水資機材（組立式給水タンクなど）、災害復旧資材の拡充及び給水車の冬季によるスタッドレスタイヤの使用など整備に対する費用や運転に必要な免許取得に要する費用について、

国庫補助対象とすること。

あわせて、広域連携により共同で所有する給水車等に対しても補助対象とすること。

3. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設に水道が加えられたが、水道施設が被災した場合の復旧方法として、速やかに復旧すべき「応急工事」や原形復旧に限定しない「原形復旧不可能」、「原形復旧困難」および「原形復旧不適当」に該当する際の復旧など弾力的な運用をはかること。水道施設及び水道施設に行くために必要な各種道路が被災した場合、ライフラインの早期復旧を果たすため、各種道路の復旧が早期実施されるよう関係省庁に働きかけること。

【水道事業関連】

1. 水道事業の基盤強化について

- (1) 公共の福祉に基づく安心・安全で安定した水の供給を将来にわたり維持するため、水道法の改正を踏まえて策定された「水道の基盤を強化するための基本的な方針」に基づき自治体が具体的な施策を実現できるよう、必要な措置を講ずること。
また、各事業体の主体性を確保した基盤強化となるよう、都道府県へ対策を講ずること。とくに財政基盤の脆弱な小規模事業体に対し、基盤強化に必要な技術的・財政的支援を行うこと。

- (2) 水道施設の老朽化や耐震化対策、水管橋などの劣化調査等を推進するための国庫補助および交付金制度をより多くの事業体が利用できるよう採択基準の緩和など制度の拡充を行うこと。

- (3) 簡易水道の多くは一般会計からの繰り入れや国庫補助を活用し財源を確保して経営を行ってきたが、簡易水道を統合した水道事業体において、経営の悪化が懸念されることから、経営基盤の強化となるよう繰出基準の見直しや国庫補助・交付金事業の拡充など必要な財政支援を行うこと。

- (4) 電気計装設備、監視制御設備及び水質分析機器等の設備更新については、高額でありながらも耐用年数が短いことから、更新費用について補助対象とすること。

また、水道台帳整備に関する地図データシステムの構築などの減価償却に関して、地方公営企業法施行規則別表第2の適用基準が不明確であることか

ら、ガイドラインの策定など必要な措置を講じること。

2. 自然災害も含めた危機管理対策について

(1) 各事業者が業務継続計画（B C P）の見直しや新たな計画の課題を共有化するため、関連する調査を実施し、結果について公表すること。

また、B C Pの策定ができていない事業者に対して、同規模の事業体の具体的な計画例を提供するなど、より具体的に取り組みやすいよう支援すること。

(2) 過去の災害対応を教訓として、大規模災害を想定し、迅速でより実効性のある支援体制の再構築のため、「地震等緊急時対応の手引き」を活かした研修会や訓練を広域的に継続して実施し、相互応援の仕組みを充実させること。あわせて、災害時給水の復旧に欠かせない電気の供給についても、場所や時間に関わらず、迅速かつ優先的に復旧がなされるよう関係省庁に働きかけを行うこと。

3. 水道事業政策について

(1) 都道府県が関係市町村及び水道事業者と水道の広域連携等基盤強化を協議する際には、事業統合ありきで進めることのないよう助言すること。あわせて、都道府県が策定する「水道基盤強化計画」は、関係市町村及び水道事業者の同意を得て策定するようあらためて助言すること。

(2) 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」に基づき、各事業体の水道事業における技術力の継承と大規模災害時に対する迅速で適正な復旧をはかるべく、人員の確保や育成ができるよう必要な措置を講ずるとともに、具体的な計画を策定するよう各事業管理者に促すこと。特に現状において浄水場等を少人数の交代勤務体制で運営している事業体は、災害等への対応によって職員数が不足し供給に支障が発生するおそれがある。

また、配水池等に設置の監視・制御のための設備が落雷などによる故障で迅速な対応に追われるケースも多いことから、事業管理者がその責任において人員体制を整えることができるよう働きかけること。

(3) アセットマネジメントを見据えたシステム開発等に多大な費用が見込まれることから、十分な財政支援を確保すること。あわせて財政支援については広域化の検討の有無に関わらないものとすること。

また、そのために必要な人的支援や技術的支援にとどまらず、将来における水道事業の在り方に関して、国としてどのように捉え、どのような対策が必要

なのかビジョンを明確にすること。

(4) 公共の福祉の観点から、水道施設運営権の設定は、慎重に検討するよう周知すること。また、導入は、長期にわたって住民の健康や生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、適正にモニタリング機能の運用がなされるよう国が発注事業体に対し、隨時モニタリング機能をチェックすること。特に発注事業体の人材確保と技術力の継承には配慮すること。

(5) 電磁式メーターを含む現在の水道メーターは精度、耐久性の向上がはかられているため、事業費の削減の一環として、水道メーターの交換について、時間経過による誤差や耐久性の評価を行い、計量法に定める8年の検満期間の見直しを引き続き働きかけること。

(6) 水道事業に携わるすべての労働者の安全衛生向上のため、水道事業に関する事故情報と対策を周知するなど引き続き情報を共有すること。

(7) 水道事業の所管省として、水循環の重要性を広めるため8月1日の「水の日」を積極的に周知すること。

また、安心・安全な水道水をさらに使用してもらえるよう「水道週間」や「水の日」を活用した水道の安全性の広報活動を検討すること。